

返戻金制度

手数料の返還

被採用者が勤務開始後自己都合により退職した場合、又は被採用者の責に帰すべき事由により解雇に至った場合、採用者に対し、被採用者の退職日から1ヶ月以内に、次に定める割合により、採用者の指定する銀行口座に振込送金する方法により手数料を返還するものとする。

- ① 勤務開始後 1 ヶ月以内に退職: 乙の手数料の 80%
- ② 勤務開始後 3 ヶ月以内に退職: 乙の手数料の 50%

株式会社 PAPER PLANE

2024 年 4 月 1 日